

六月二十一日（第五日）

一、開議及び散会時該（午前十時三十分）〜（午後四時三十分）

二、出席議員の次々通りである

議席代	名	議席代	名	議席代	名
一番	仲村春正	九番	米須清祐	五番	天久盛雄
四	佐喜真慎祐	〇	仲本正盛	六	當山伸次
五	中山勝豊	二	松成清善	七	安次富盛信
六	安里良朝	三	中里幸助	八	稻嶺盛三
七	崎間健二	三	松本利宣	九	宮里敏行
八	知花正大	四	山本朝徳		

三、欠席議員のなし

四、市町村自治法第六十二条の規定により、会議事件説明のため出席したものの次々通りである

村長 仲村春勝 助役 大屋真徳 次役 仲村春松
経済課長 澤山安一 賦課課長 當山全喜
建設課長 桑江良徳 水道課長 奥里將俊
五、本会議の書記は次々通りである

書記 長 松川正義 書記 照屋教 伊佐正義
六、議事日程は次々通りである

日程第一 議事第二の二 村公設市場の設置について
日程第二 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第三 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第四 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第五 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第六 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第七 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第八 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第九 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第十 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第十一 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第十二 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第十三 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第十四 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第十五 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第十六 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第十七 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第十八 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第十九 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第二十 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第二十一 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第二十二 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第二十三 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第二十四 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第二十五 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第二十六 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第二十七 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第二十八 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第二十九 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第三十 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第三十一 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第三十二 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第三十三 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第三十四 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第三十五 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第三十六 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第三十七 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第三十八 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第三十九 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第四十 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第四十一 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第四十二 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第四十三 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第四十四 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第四十五 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第四十六 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第四十七 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第四十八 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第四十九 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第五十 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第五十一 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第五十二 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第五十三 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第五十四 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第五十五 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第五十六 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第五十七 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第五十八 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第五十九 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第六十 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第六十一 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第六十二 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第六十三 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第六十四 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第六十五 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第六十六 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第六十七 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第六十八 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第六十九 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第七十 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第七十一 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第七十二 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第七十三 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第七十四 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第七十五 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第七十六 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第七十七 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第七十八 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第七十九 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第八十 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第八十一 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第八十二 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第八十三 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第八十四 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第八十五 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第八十六 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第八十七 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第八十八 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第八十九 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第九十 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第九十一 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第九十二 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第九十三 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第九十四 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第九十五 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第九十六 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第九十七 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第九十八 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第九十九 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗
日程第一百 陳情第三の二 並天阿村市汁屋地内村道アスルト舗

七、會議、顛末

議長出席十三名であり、予町村自治法第五十三条の規定により、議会の成立が認められ、議事録を採り、議事を開くことに決する。

(午後十時三十分)

日付第一議案、予町村公設市場の設置について、議題とし、議決する。

本委員会の月十二日、本会議において、財政委員会に付託の上、審査を依頼し、議決する。

経正委員会より、報告事項が示され、議決する。

書面により、議決する。

経正委員会より、報告事項が示され、議決する。

本委員会の月十二日、本会議において、議決する。

議決する。

議決する。

議決する。

議決する。

議決する。

議決する。

議決する。

議決する。

議決する。

議決する。

議決する。

議決する。

一三番	下等。ドルは英にフンと説明致します。
経理部長	当初下等。ドルは「理想」でありまして、物値の変 動により「ハ。ド」となつておりました。
二五番	下等。ドルは計画見積額であり、「ハ。ド」は設計 による見積額でありました。
議長	ハ番の出席を報告致します。
三番	原価率は「百」で償還をやるが、紙面はどうか 経理部長ハ。ドは「ク」は「セ」は「ト」
ハ番	管理費の二百ドルにつき、いくらか使用者にむかう のもあつたが、
経理部長	當分の同村負担と計画書にまゐつてゐる。
ハ番	最初「持」すようにしようと、後で困ると思つたが、
経理部長	「ハ」は農業を市場を対象にして、もう「タ」リです。
ハ番	修理費「五。ドル」は「少」いように思つたが、
経理部長	「付」つて「資」料「ロ」ムが、單なる假定でありました。
議長	ハ番出席を報告致します。
一三番	「陽」除「カ」設置も必要であつたことであつたが、ミシガ シ「軌」道内不可避だとおもう味、付帯費用をあ らうか、どうか
経理部長	設計額より以下で落れしを「残」金、残金があつたら ば、設計額よりも「少」い。又「ホ」リ「地」に「財」源を 求めて設置するよう、物「カ」も「少」い。これと「多」
二五番	「付」け「つ」く。「ハ」ハ仙と出さうが、どうも「基」礎「卡」 「フ」ンと説明致します。

議長	議長第二十四号を表決に付します。
委員	委員会を通り可決することには御賛成ありませんか。
委員	異議なしと呼び合います。
委員	御異議がなければ議長第二十四号村公設市場を
委員	設置することについて原案通り可決を決定します。
委員	日程第二陳情第二号並天向都市計画地内、村道の
委員	アスフル舗装を陳情について議題と致します。
委員	本会に付しては経工委員会に付託の上審査を願
委員	ひます。御賛成ありませんか。別紙の通り経工委員会から部
委員	会に付して御読せしめます。
委員	経工委員会の報告を求めます。
委員	本会に付しては六月十三日の本会議において、当委員会
委員	に付託され本会に付して六月十六日陳情者の出席
委員	を求め、慎重なる審査の結果、別紙委員会報告書に
委員	ついて御読し、御賛成ありませんか。
議長	尚詳細に付しては、御賛成の御意見を伺います。
議長	御賛成に入ります。
委員	本陳情によるアスフルを敷く場合、経委員会の御
委員	意見を尊重し、年次的にやろうとておりますが、實際問題
委員	としてこれを施行する場合、難問題が御生じらるかと
委員	御存じですか。御明記を願います。
議長	経委員会の御報告は不可能でありますので、特殊の対策を
委員	求めます。御賛成ありませんか。

課長の話によると、フランス法糸に基づく経済援助資金が六万井と対象として都市計画事業で六ヶ市町村とうほを團つてあります。

八番 六ヶ市町村とはどこどこか

經三手
那爾
コザ
石川
名護
手良
石垣
ひかります。

軍とて町村口対象にありが、本村の場合には
に及ぶにすくなく、軍ありに、梅津と実理を計う
ちらに、と、軍とてありする。

二番 以前、普天同から陳情があつて、村に都計、移官がふ
されたと思ふが。

又村が都計の一環として当然道路の補修を要すべし
だと思ふが。

建設局長 柿でございませう。村道がよろし。当然村がやるべきで

ニ番 郡内に隣連する基本施設にうつくし村がやるべきであらう
とゆうか、どう計画して進めていこうか。

建路長坂在_レ千五百_二天_一同_二場合_一め_二程度_一基_二本施設口_一よりあるが
余分_二地_一の決定を自_レの_二事業計画_一を_二こ_一やうにせ
てい_二て思_一つて_二り_一り_二き_一う_二が_一

三番前に移すに場所合ふ。今此地が昔よりあつたか否かと

未だ引端まはしてありやせん
地獄の決定や

子車伯也子車伯也

議長 再南致します

一三番 委員会として基本施設を10にアスファルト舗装して

先にすると古いものでなく特殊敷設を求めよう

セツと、10に基本施設をするにも5ヶ年かかると思うが、

もしこの陳情は6ヶ年10に10に施行出来ないと考えるが、

経手も長そうだから、村の財政が苦しい場合は、これだけ

も振り回さないと可能だと思ふ

一三番 当局としては基本施設でも5ヶ年かかると思うが、

建設費地域を決定すれば、(ここ)等の財政も出て来る

ので、可能だと思ふ

議長 休憩(午後1時15分)

一三番 再開(午後1時15分)

経手も長村道に認定され、年月日はよく分りませんが、

建設費1ヶ年1月10日で、やりやすうが、質疑を打切

議長 大体質問もつて、様子をやりやすうが、質疑を打切

つて、可能だと思ふ

議長 話し合い、もう一つ

御異議があるかどうか、質疑を打切ることに致す

討論に入り

一三番 委員会委員、質問、やりやすう

並に、同日、都庁、希望する、予想、やりやすう

道路をアスファルト舗装すること、可能だと思ふ

しかし、基本施設をするにも5ヶ年かかると思うが、

もし、この陳情を採択すれば、特殊な財政を求め

	ふければ不可能である。
	しかし当局が軍政府等に接渉して特殊財政を借り と、又地蔵の敷金をするにしよう(余分金が出て来る ので可能だと思ふ)と云うので賛成だ。よろし。
ハ	香 委員会卒に不賛成でありよろし。
	都計を推進するにメにアスフルトを敷くと二には田舎路は おが、財源が確保されずしてそれが施行は難い。 委員会におつては、検討が余りあつて思ふ。
	趣旨だけを取り入れて採択するに、今何う問題 と、又障をまひすと思ふ。よろし。本陳情 を採択するに、不賛成である。
議	三 討論を打ち切らうと云うが
	異議ありと呼ぶものあり。
	御異議があるうで、討論を打ち切ることに部。よろし。
	本卒をまひ決に付。よろし。
	委員会卒に賛成者、卒業後復リ。よろし。
	卒業生(三名)多数につて、陳情第ニ。よろし。 何れも計画内、村道、アスフルト鋪装、陳情 につて、委員会卒を通り採択することに決定。改 正。
議	三 長 休会あり。よろし。(午後十二時三十分)
	再開あり。よろし。(午後二時四十分)
	日程オ三陳情オ三。五。十。部並に三。十。二。部。例 り。並。道。の。改。正。陳。情。に。つ。て。決。定。す。

議長 長		本一未につては、経エ委員会に付託の上、審査を願
		いてありまし、たが、別紙を通り、経エ委員会より報告
		書が、今つてありまうす。
		書記を、調議せしめまうす。
		経エ委員長の報告を求めまうす。
経エ委員長		本一未につては、六月十二日、本会議におつて、当委員
		会に付託され、六月十六日に陳情者の出席を求め、て
		慎重なる審査の結果、別紙を、委員会報告を、まうす。
		通
		りて、タリマウ。
		前、詳細にとつては、御様の御質疑に、応じたい
		と思つて、ありまうす。
議長 質疑に入りまうす。		
一三番		現、改修では出来ないと、クミで、タリマウが、
		歩道を、設置するに、は、どうして、経費を、要するが、
		又、歩道を、設置するに、は、どうして、之、必要と、あり、は、あら、は
		ッ、建物、は、お、ソ、グ、どう、が、
経エ委員長		経費、の、面、に、つ、て、は、ガ、ッ、タ、ー、付、で、二、三、三、井、位、と、又
		建築、物、に、は、お、ソ、グ、お、う、下、タ、リ、マ、ウ、が、
一三番		三、米、位、と、も、建、物、に、お、ソ、グ、ミ、は、お、ソ、グ、
建設委員長		これ、を、建、る、場、合、は、布、令、一、二、セ、ー、で、規、制、さ、し、て、か、り
		ま、う、す、の、問、題、は、タ、リ、マ、ウ、せ、ん、
		額、に、あ、つ、て、お、式、に、や、ま、と、う、て、セ、ニ、井、位、が、お、う、と
		思、つ、て、あ、り、ま、う、す、
		作、し、合、さ、る、施、工、に、お、ソ、グ、を、お、う、す、も、不、可、能、な、タ、リ、マ、ウ、

下水の面が完備されておる中で、ニヤを定備して
後に施した方が良しと思ふ。

議
長八番、出席を報告す。

三番排水を先にした方が良しと思ふが、香島会として

とくに検査の仕方どうが。

排水の面は、道路の維持面が、軍がやると

今の排水は本格的な歩道を設置しても不完全で有り、又現在の河歩道の形は有りようすう。

朝廷の如くして、こゝ早急にともうてと

に接渉を以て早急に設置して貰ふこと

歩道ヲ取リ、そう経量ハガクうふと思ふ

法があらふところ。

排水を伴うマクラ蓋をおす様にすべし

問題はいと思ふ

議
以外に質疑は有りませんか

田安議おしと
呼ぶもさうり

荷田議がいうので實疑を打切ることに依る

134

本系の討論に及りて

三番交通員年々多くおこし又歩行者の安全に注意

奉新縣志卷之六
方輿記序

検査員長	当初で計画見積をして補助を受けようとしてありましたが、
事務官	資金を交付された場合には口頭で当局に申請を求めたものの、残念なことに文書による申請をしてあげられなかった問題であった。
検査員	今後は当局がどう指導助言をしてくれるか、どうしようかと不安を感じております。
一八番	六〇〇ドルの数字は確定はするものの、不実際々費用はどの位になるか。
検査員長	五九七セバハ、井とあるが、村として実際に調査して結果を立てるのは井とあっておりません。
一八番	請負に対して村が査定するとあることはどうなのか、村長陳情が来るとして、村としては補助の対象になるかと調査して、査定をかける。
水道課長	井務官資金が三七五〇井を設計も依頼して、今も調査も監督してあります。
	全部落民が水が困ると受けたいと云うこと、下二二〇井の追加工事をしてあります。
	道路渡り場合は道路のうに入ると幹線があり、村が実際に調査して、どのくらいか、井務官資金でやりません。
一三番	二二〇井の工事、井務官資金の対象にはあつたか、
水道課長	はい、あつたわけですね。
八番	村長、井を造ってあるべき工事、三二五〇井と追加の分、井を造って造られて、どうか、(はい)

ハ	番	問題にあつたのは、今迄の工事にあつて、字自体で延長すること、可能かどうかと。	
		従来の補助をする場合、事務面と監督との食違がどうか。	
村	長	こうと云はる様にも了解を得たいと思ひますが、前は建設課のやうなものが、新しく水道課が設置され、特別会計の予算しか持つてゐない。その一面の指導助言が出来あがつたと。	
		これが正式に申請されておれば、この問題にはあらあがつたと。	
ハ	番	予算外の仕事をした場合、補助の対象にあるかどうか。	
村	長	申請があれば対象にあつたと思ひます。	
一	三	番	立寄りの場合、延長を口ふく、こわりく、に工事をしていく、延長にふつてくる。
議	長	休憩の要する(午後三時五十分)	
		再開の要する(午後三時五十分)	
		質疑打ち切り、声が足りません。	
		異議ありと呼ぶ方もありません。	
		御異議がなければ、打ち切ることをト決めます。	
		討論を求めます。	
一	七	番	陳情の趣旨からしても、当然採択すべきであつと思ひます。また、委員会に賛成します。

九番	陳情の趣旨は認めざるが補助をするとかんがへられ まいであるがどうかと思ふ
	又今午の問題にあると思ひますうが委員合衆に 不賛成でありませう
八番	陳情案件を取扱ふことにして却首には賛成す るが村を通りて知らぬうちに工事が補助され ぬにふたかと
	市町村運営に当り部落自体でやつて工事に対し 補助を求めよと云ふことはありふること
	又今午の問題は漏れをなさぬように委員合 衆に不賛成であります
三番	我々の趣旨に基いて審査するものであり 今午の問題と一口解釋して大なり又今午の 問題について別件ありと思ひますうが委員合 衆に賛成であります
議長	討論を打切らることに致しませう
〃	本委員を表決に付しませう
〃	委員合衆通り採択することに賛成の方举手 後リヨウ
	举手は二名多数に達し陳情は却首
	市町村水道工事へ補助金交付が陳情に ついても委員合衆通り採択することに決ま りませう
〃	本日の日程はこれをもって全部終了致し

したがって本日はこれで終りにいたします
 明日午前十時より開会することに
 します
 散会(午前十時三十分)